



鹿児島県 廃棄物処理計画

概要版



鹿児島県

令和8年3月

目次

第1章 廃棄物処理計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	1
第2章 廃棄物の現状, 将来予測及び課題	2
第1節 廃棄物の現状	2
第1項 一般廃棄物	2
第2項 産業廃棄物	4
第2節 廃棄物の将来予測	6
第1項 一般廃棄物	6
第2項 産業廃棄物	7
第3節 課題	8
第1項 一般廃棄物	8
第2項 産業廃棄物	9
第3章 計画の基本的な考え方及び具体的目標	10
第1節 基本的な考え方	10
第2節 計画の具体的目標	11
第1項 一般廃棄物	11
第2項 産業廃棄物	11
第4章 施策の展開	12
第1節 施策の展開	12
第1項 一般廃棄物	12
第2項 産業廃棄物	14
第3項 災害廃棄物等の処理対策	16
第4項 離島地域のリサイクルの促進	17
第5項 漂着ごみ対策	17
第6項 多種多様な地域の循環システムの構築	17
第7項 プラスチックごみ削減の推進	17
第2節 関係者の役割	18
第1項 県民の役割	18
第2項 排出事業者の役割	19
第3項 処理業者の役割	19
第4項 市町村の役割	20
第5章 計画の推進体制	21
第1節 県の推進体制の整備	21
第2節 市町村との連携強化	21
第3節 関係団体との連携強化	21

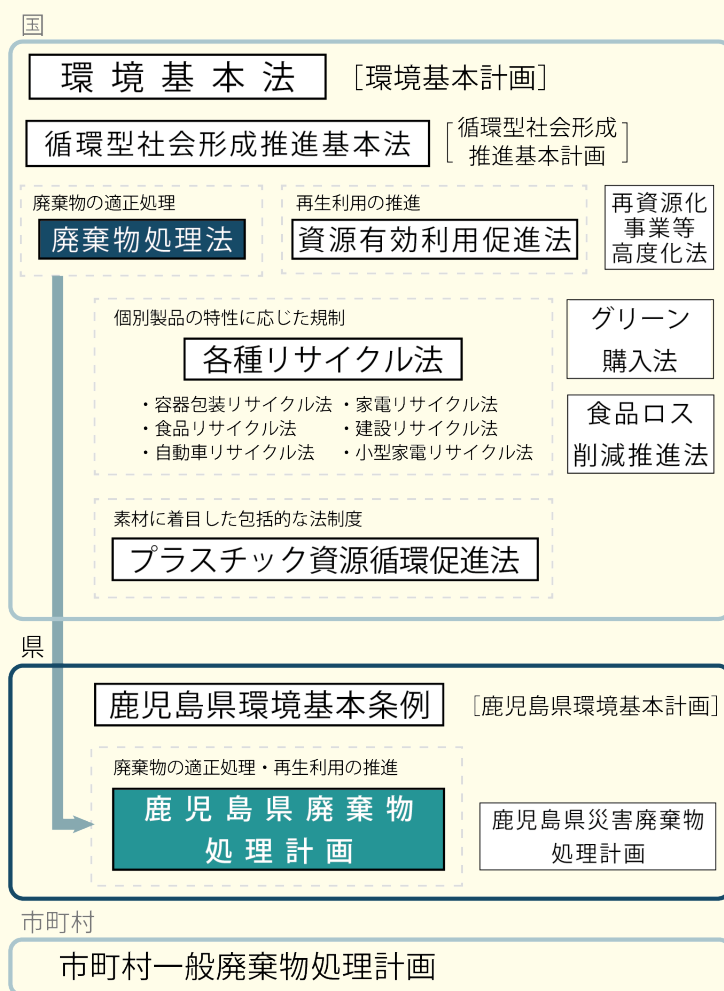
第1章 廃棄物処理計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

現行計画策定（令和3年3月）後、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）が国家戦略に位置づけられ、プラスチック資源循環促進法、再資源化事業等高度化法が制定されるなど廃棄物を取り巻く情勢の変化に適切に対応するため、計画を改定するもの

第2節 計画の位置づけ

計画の策定に当たっては、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」等の各種法律や県の「鹿児島県環境基本計画」及び市町村の「一般廃棄物処理計画」等との整合を図ることが必要



第3節 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

※廃棄物を取り巻く情勢に大きな変化が生じた場合には必要に応じて見直し

第2章 廃棄物の現状、将来予測及び課題

第1節 廃棄物の現状

第1項 一般廃棄物

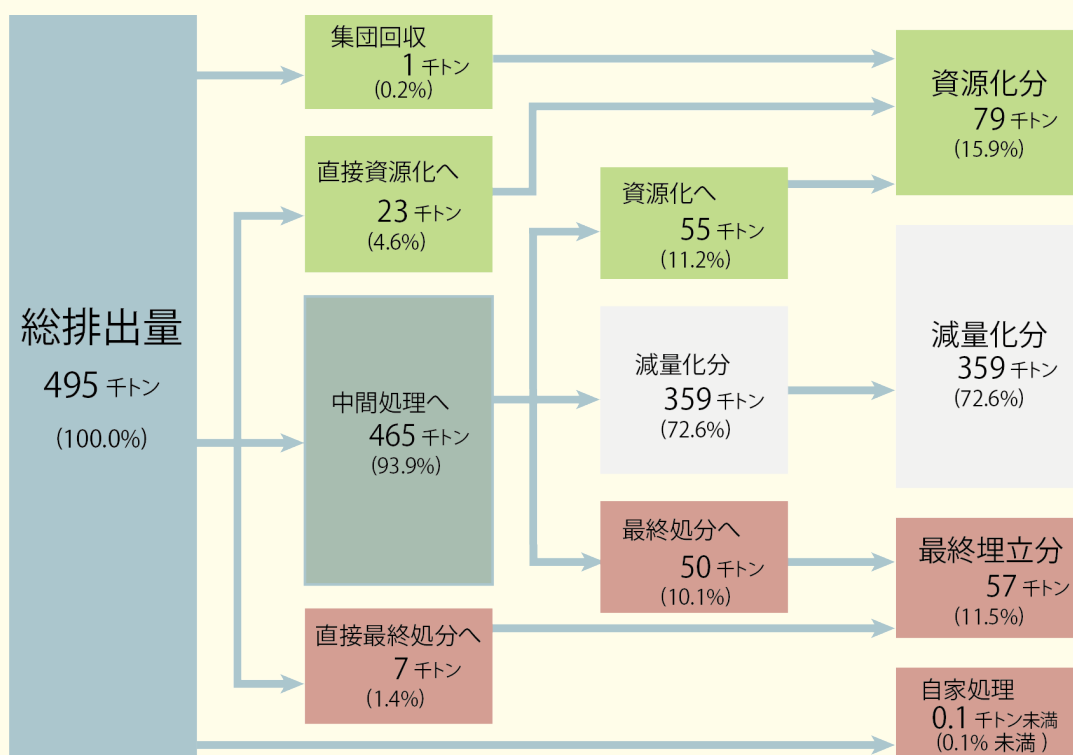
1 ごみの排出状況等（令和7年度）

(1) 総排出量

- ・ 県内で排出されるごみの総排出量は495千トン
- ・ 県民1人1日当たりのごみの排出量は894g

(2) 処理の状況

- ・ 減量化分が359千トン，資源化分が79千トン，最終埋立分が57千トン
- ・ リサイクル率は15.9%



※端数処理により、合計が一致しないことがある。

(3) 処理施設の状況

- ・ 県内の一般廃棄物処理施設は、焼却施設が34施設，粗大ごみ処理・資源化施設が23施設，最終処分場が30施設

(4) 廃家電4品目と使用済自動車の不法投棄等の状況

①廃家電4品目

- ・ 本土における不法投棄家電の回収台数は，年度によりばらつきがあるが減少傾向
- ・ 離島における不法投棄家電の回収台数は，70台前後で推移

②使用済自動車

- ・ 自動車リサイクル法の定着に伴い，不適正保管は減少傾向。不法投棄は横ばい

(5) 前計画の目標値との比較

- ・目標達成は困難な見込み

目標値の種類	令和2年度 推計値	令和7年度 目標値	令和7年度 推計値
総排出量（千トン）	532	483	495
一人一日当たり排出量（g）	918	875	894
リサイクル率（%）	16.4	23.4	15.9
最終処分量（千トン）	59	47	57

2 し尿の排出状況等（令和7年度）

(1) 総排出量

- ・県内で排出されるし尿の総排出量は710千キロリットルで、内訳は、浄化槽汚泥が594千キロリットル、汲み取りし尿（収集）が116千キロリットル
- ・水洗化人口は143万人で、水洗化率は94.2%

項目	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和5年度	令和7年度
し尿の総排出量 (千キロリットル/年)	777	724	734	729	710
総人口（千人）	1,732	1,701	1,642	1,578	1,518
水洗化人口（千人）	1,380	1,471	1,476	1,459	1,430
うち公共下水道人口	633	654	655	655	643
うち浄化槽人口	739	809	812	797	780
うちコミュニティ・プラント人口	8	9	8	7	7
非水洗化人口（千人）	351	230	166	119	88
うち収集人口	351	230	166	119	88
うち自家処理人口	1	0	0	0	0

※端数処理により、合計が一致しないことがある。

(2) 処理別排出量

- ・し尿処理施設における処理が692千キロリットル、農地還元が6千キロリットル
(単位：千キロリットル)

項目	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和5年度	令和7年度
し尿処理施設処理	758	707	721	711	692
農地還元	12	12	10	6	6
自家処理	0	0	0	0	0
その他	6	4	2	12	12
合計	777	724	734	729	710

※端数処理により、合計が一致しないことがある。

(3) し尿処理施設の状況

- ・県内のし尿処理施設は25施設、コミュニティ・プラントが4施設
- ・農業集落排水処理施設が23市町村、59地区
- ・漁業集落排水処理施設が6市町村、12地区

(4) 浄化槽の設置状況

- ・浄化槽設置基数は328千基で、このうち合併処理浄化槽は68.9%

第2項 産業廃棄物

1 産業廃棄物の排出の状況（令和7年度）

(1) 総排出量

- ・県内で排出される産業廃棄物の総排出量は8,951千トン

(2) 業種別排出量

- ・農業が6,059千トン，建設業が1,804千トン，製造業が926千トン

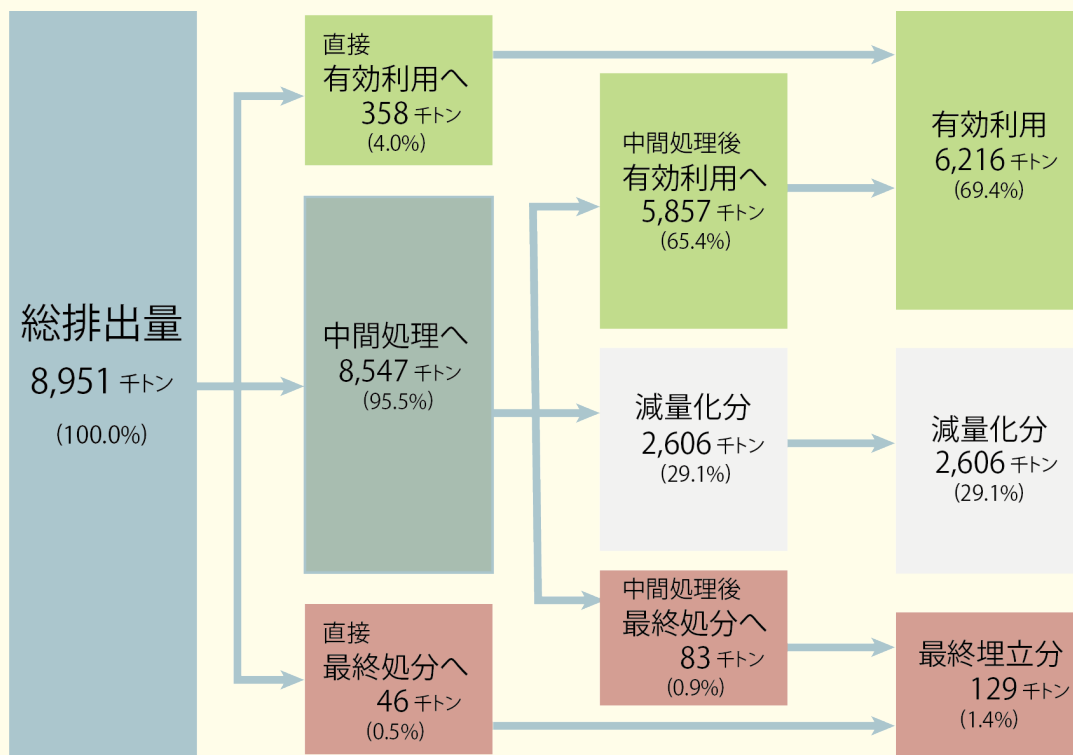
(3) 種類別排出量

- ・動物のふん尿が6,048千トン，がれき類が1,313千トン，汚泥が448千トン，ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずが287千トン

2 産業廃棄物の処理の状況

(1) 処理の概要

- ・総排出量8,951千トンのうち，中間処理により2,606千トンが減量化，6,216千トンが有効利用，129千トンが最終処分



※端数処理により，合計が一致しないことがある。

3 特別管理産業廃棄物

- ・特別管理産業廃棄物の排出量は27千トン
- ・感染性産業廃棄物が21千トン，その他廃油や廃酸など
- ・特別管理産業廃棄物は，ほとんどが焼却，中和等の中間処理を経て無害化後，処分

4 産業廃棄物の処理体制の整備状況

(1) 産業廃棄物処理業の許可状況（令和6年度末）

- ・産業廃棄物処理業は、県知事許可が2,817件、鹿児島市長許可が217件
- ・特別管理産業廃棄物処理業は、県知事許可が279件、鹿児島市長許可が28件

(2) 産業廃棄物中間処理施設の整備状況（令和6年度末）

- ・許可施設数は594件
- ・木くず又はがれき類の破碎施設が404件で、全体の68.0%

(3) 産業廃棄物最終処分場の整備状況（令和6年度末）

- ・安定型最終処分場は30施設が整備され、残余容量は3,504千立方メートル
- ・管理型最終処分場は公共関与による管理型最終処分場「エコパークかごしま」と、自社専用施設の2施設が整備

5 産業廃棄物の広域移動の状況

- ・県内への搬入は、中間処理目的がほとんど
- ・県外への搬出は、中間処理目的が多くを占めるが、管理型最終処分場で処分される産業廃棄物も搬出

6 不法投棄の状況

- ・令和6年度の県内の産業廃棄物不法投棄は、件数15件、投棄量432トン
- ・県内の産業廃棄物不法投棄は、年度によりばらつきがあるが、令和6年度の投棄量は過去5年では二番目の多さ
- ・令和6年度に投棄された産業廃棄物の種類は、がれき類、木くず等を含めた建設系廃棄物がほとんど

7 前計画の目標値との比較

- ・リサイクル率を除き目標達成は困難な見込み

目標値の種類	令和2年度 推計値	令和7年度 目標値	令和7年度 推計値
総排出量（千トン）	8,595	8,595	8,951
リサイクル率（%） （農業を除く）	67.9	67.9	72.8
最終処分量（千トン） ^{（注）} （農業を除く）	118	118	128

（注）鉱山保安法による処分は含まない。

第2節 廃棄物の将来予測

第1項 一般廃棄物

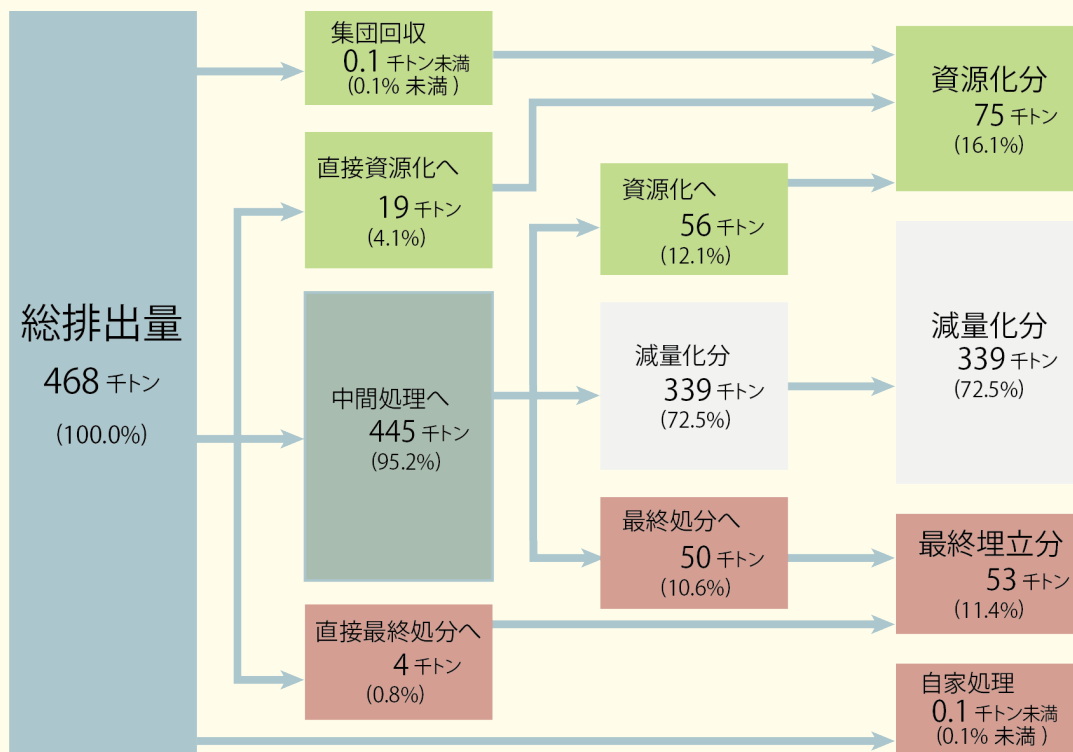
1 ごみの排出量の将来予測（令和12年度）

(1) 総排出量

- ・令和12年度に県内で排出されるごみの総排出量は468千トンと予測され、令和7年度の495千トンと比べ5.5%程度減少する見込み

(2) 処理状況の将来予測

- ・減量化分が339千トン、資源化分が75千トン、最終埋立分が53千トン



※端数処理により、合計が一致しないことがある。

(3) リサイクル状況の将来予測

- ・令和12年度のリサイクル率は16.1%で、令和7年度の15.9%を上回ると予測

2 し尿の排出量等の将来予測（令和12年度）

(1) 総排出量

- ・令和12年度に、県内で排出されるし尿の総排出量は693千キロリットルと予測され、内訳は、浄化槽汚泥が620千キロリットル、汲み取りし尿（収集）が73千キロリットルと予測

- ・令和12年度の水洗化人口は約141万人で、水洗化率は97.5%と予測

(2) 処理別排出量

- ・し尿処理施設における処理が676千キロリットル、農地還元が6千キロリットル

第2項 産業廃棄物

1 産業廃棄物の排出量の将来予測（令和12年度）

(1) 総排出量

- ・ 県内の産業廃棄物の総排出量は9,021千トンと予測され、令和7年度の8,951千トンに比べ、0.8%程度増加する見込み

(2) 業種別排出量

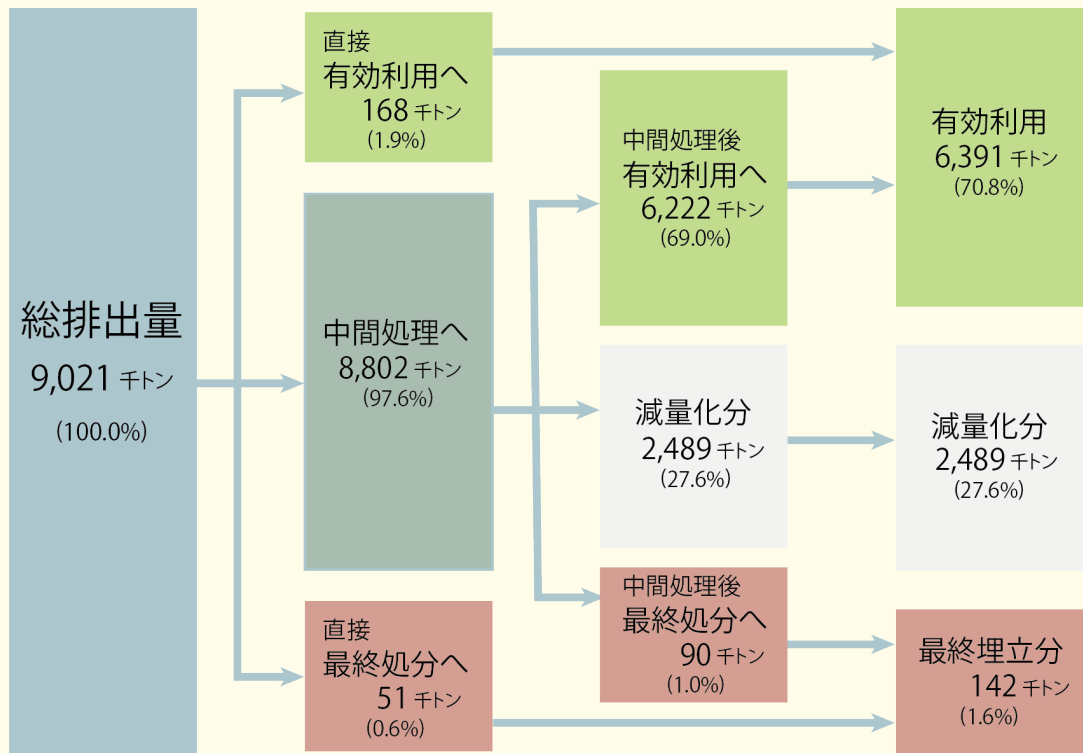
- ・ 農業が5,891千トン、建設業が1,980千トン、製造業が987千トン

(3) 種類別排出量

- ・ 動物のふん尿が5,881千トン、がれき類が1,441千トン、汚泥が487千トン、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずが323千トン

2 産業廃棄物の処理状況の将来予測

- ・ 総排出量9,021千トンのうち、中間処理により2,489千トンが減量化、6,391千トンが有効利用、142千トンが最終処分



※端数処理により、合計が一致しないことがある。

3 産業廃棄物の有効利用の将来予測

- ・ 令和12年度の産業廃棄物の有効利用量は6,391千トンで、リサイクル率は70.8%、農業を除く有効利用量は2,289千トンで、リサイクル率は73.1%と予測

4 産業廃棄物の最終処分量の将来予測

- ・ 令和12年度の産業廃棄物の最終処分量は142千トンと予測

第3節 課題

第1項 一般廃棄物

1 ごみの排出抑制, 減量化, リサイクルの促進

- ・令和7年度におけるごみの総排出量, 1人1日当たりの排出量, リサイクル率について, いずれも前計画における目標達成は困難な見込み
- ・食品ロスの削減やプラスチックの使用削減を推進するなど, より一層の排出抑制や製品の再利用, リサイクルを促進することが必要
- ・家庭から排出されるプラスチックごみは, 資源としての分別回収・再商品化が求められていることから, 住民にわかりやすい分別ルールへの提示や分別収集体制の確立が必要
- ・衣類等の繊維製品は, 「大量生産・大量消費・大量廃棄」によってライフサイクルが短く環境負荷が大きいことから, 適正なリユース・リサイクルのための回収, 分別が必要

2 ごみの適正処理の促進

- ・不法投棄や空き缶等の散乱ごみの回収・処理が市町村の負担となっていることから, 今後も, 県民の意識啓発に努めることが必要
- ・高齢化の一層の進展や外国人人口の増加等により, ごみ出しが困難となる世帯が増加することが見込まれることから, 高齢者のごみ出し支援の検討や多言語に対応した分別パンフレットの作成など, 適切なごみ処理体制の確保に努めることが必要
- ・リチウムイオン蓄電池等について, 未分別等の理由により廃棄物処理工程に意図せず混入し, 一般廃棄物処理施設などで火災を引き起こす原因となっていることから, 分別回収の徹底が必要

3 ごみ処理施設の広域的整備

- ・持続可能な適正処理確保のため, 広域処理や施設の集約化を促進する必要
- ・コスト削減を図りながら, 施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を促進する必要
- ・地球温暖化防止の観点から, 余熱利用やごみ発電施設等の整備を促進する必要

4 災害廃棄物等の適正処理

- ・災害廃棄物処理計画を随時見直し, 訓練を実施するなど, 実効性のある処理体制を確立する必要

5 し尿の適正処理

- ・公共下水道や合併処理浄化槽などの施設の普及率は全国平均と比較してまだ低いことから, 整備を一層促進する必要
- ・し尿・生ごみの有機性廃棄物を資源化するための汚泥再生処理センターや有機性廃棄物リサイクル推進施設などの資源化施設を導入するなど, 資源の有効活用を促進する必要

第2項 産業廃棄物

1 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進

- ・生活環境の保全を図り，地球環境への負荷を低減させるために，さらなる産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進が必要
- ・事業所から排出されるプラスチックごみは，更なる資源化が求められていることから，事業者に対し積極的な情報発信が必要
- ・2030年代後半から排出のピークを迎えるとされる太陽光発電設備について，適正なリユース・リサイクル・処分が確実に行われることが必要

2 産業廃棄物処理施設の整備

- ・県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに，無害化，減量化及びリサイクル等に資する産業廃棄物処理施設の安定的・計画的な整備が必要

3 産業廃棄物の適正処理の推進

- ・排出事業者及び処理業者に対する監視指導の強化，優良な処理業者の育成，処理技術の向上や適正処理についての意識の啓発など，産業廃棄物の適正処理の推進を図ることが必要

第3章 計画の基本的な考え方及び具体的目標

第1節 基本的な考え方

1 3R +Renewable の推進

- ・大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方やライフスタイルを見直し、循環型社会への転換について、関係者と連携を図り啓発活動に取り組む
- ・排出事業者は、製造工程等の見直しにより産業廃棄物の排出を抑制し、適正な中間処理による減量化を図り、可能な限りリサイクルを推進
- ・一般廃棄物について、市町村は、3Rの推進、特に、発生抑制を図る観点から2R（リデュース、リユース）を推進
- ・産業廃棄物処理業者は、再資源化事業等高度化法に基づき、再資源化技術の向上や再資源化の実施状況の開示など、資源循環の取組を推進

2 適正処理の推進

- ・一般廃棄物について、市町村は、廃棄物処理施設の広域的な整備を推進するとともに、し尿については、公共下水道や汚泥再生処理センターの整備により適切な処理を推進
- ・産業廃棄物について、排出事業者は、「排出事業者責任」に基づき、排出事業者が、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を適正に処理
- ・県内で排出される産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに、産業廃棄物処理施設の設置を進めるとともに、優良な産業廃棄物処理事業者を育成
- ・産業廃棄物処理施設の設置について、県民に対する普及啓発、情報公開を積極的に推進

3 非常災害時等における処理体制の整備

- ・近年の大規模災害や県内での災害の発生等を踏まえ、市町村災害廃棄物処理計画の実行性を高める取組を促進
- ・災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うため、平時からの事前の備えとして、人材育成を目的とした災害廃棄物の研修や訓練等の実施や関係者間の密接な連携体制の整備を推進
- ・廃棄物処理は新型インフルエンザ等の感染症拡大下においても業務を継続することが求められるため、廃棄物処理業の継続的な処理体制の整備を推進

第2節 計画の具体的目標

第1項 一般廃棄物

国の基本方針における削減目標率等を勘案し設定

目標値の種類	令和7年度 (2025年度) 推計値	令和12年度 (2030年度) 予測値	令和12年度 (2030年度) 目標値	備考
排出量(千トン)	495	468	457	7.7%削減
一人一日当たり排出量(g)	894	885	865	3.2%削減
リサイクル率(%)	15.9	16.1	22.1	6.2ポイント増加
最終処分量(千トン)	57	53	50	12.3%削減

第2項 産業廃棄物

国の基本方針における削減目標率等を勘案し設定

目標値の種類	令和7年度 (2025年度) 推計値	令和12年度 (2030年度) 予測値	令和12年度 (2030年度) 目標値	備考
総排出量(千トン)	8,951	9,021	8,758	2.2%削減
リサイクル率(%) (農業を除く)	72.8	73.1	73.1	0.3ポイント増加
最終処分量(千トン) (農業を除く)	128	141	136	6.3%増加

第4章 施策の展開

第1節 施策の展開

第1項 一般廃棄物

1 排出抑制，減量化，リサイクルの促進

主な施策

(1) 排出抑制の促進

関係機関と連携したごみ排出抑制等の普及啓発など

- ・ 関係団体と連携しながら，食品ロスの削減やプラスチックごみの削減などを普及啓発し，ごみの排出抑制を促進
- ・ 県民，事業者，行政が一体となって，マイバッグ（買物袋）を活用し，「鹿児島県マイバッグキャンペーン」を通じて，ごみの減量化の推進を図るとともに，広く県民の意識啓発を図る

(2) 食品ロスの削減

「鹿児島県食品ロス削減推進計画」との調和を図りながら，食品ロスの削減に向けて，食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着化に取り組む

①消費者の食品ロス削減に対する取組の推進

- ・ 消費者に対し，30・10運動など，宴会シーズンや季節商品の予約時期など，消費の機会を捉えた情報発信

②農林漁業者・食品関連事業者等の食品ロス削減に対する取組の推進

- ・ 食品ロス削減等に協力・貢献する取組を行う飲食店や小売業者等の登録の推進，30・10運動の普及啓発

③市町村の食品ロス削減に対する取組の促進

- ・ 市町村への情報提供や市町村の取組の紹介

(3) 再生素材等の利用促進

バイオマスプラスチックへの代替促進

- ・ バイオマスプラスチックの導入拡大に向けた国の施策の展開や関係主体の取組など情報収集，県内での普及啓発

家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル

- ・ 市町村によるプラスチック資源の分別収集・再商品化などの取組を促進

家庭から廃棄される衣類の削減

- ・ 国において，使用済衣類の利用促進に向けた資源循環システムの構築を検討していることから，国の施策の展開や取組事例などの情報収集，県内での普及啓発

(4) 容器包装リサイクルの促進

(5) 家電，小型家電リサイクルの促進

(6) 自動車リサイクルの促進

(7) 生ごみなどのリサイクルの促進

(8) 食品リサイクルの促進

(9) その他の品目のリサイクル

2 廃棄物処理体制の整備

主な施策

- (1) ごみの広域処理の促進
 - ・広域的な処理や施設の集約化の促進
 - ・地域の特性に応じた一般廃棄物処理施設の計画的・総合的な整備の促進
 - ・コスト削減を図りつつ、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新により、施設の長寿命化、延命化を促進
- (2) 一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底
 - ・廃棄物処理法に基づき、適正な処理が推進されるよう、施設の維持管理に係る必要な助言等
- (3) 廃棄物エネルギーの回収や地域における資源循環を行う施設の整備促進
 - ・廃棄物処理施設の省エネルギー化や、電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進める施設の整備促進
 - ・地域特性に応じた廃棄物系バイオマスの利活用のための施設整備や地域における資源循環の取組に関する必要な助言

3 適正処理の推進

主な施策

- (1) 不法投棄の防止
- (2) 地域環境衛生団体の育成
- (3) 市町村一般廃棄物処理計画策定への適切な助言
 - ごみ処理事業の効率化の促進
 - 適切な収集体制の確保
 - ・高齢社会に対応したごみ収集体制が確保されるよう助言
- (4) 家電の適正処理
- (5) リチウムイオン蓄電池等の適正処理

4 し尿処理の推進

主な施策

- (1) し尿処理施設による処理の促進
 - ・公共下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水処理施設等の整備並びに浄化槽汚泥等の有効活用を促進
- (2) 浄化槽によるし尿処理の適正化
 - ・関係団体等と連携しながら、適正な維持管理を促進
 - ・合併処理浄化槽の更なる整備を推進

5 普及啓発及び情報公開の促進

主な施策

- (1) 県民への普及啓発
 - ・「地球環境を守るかごしま県民運動」の展開や環境教育・学習を通じ、環境に対する負荷の軽減に努める県民の自主的な活動を促進
- (2) 情報公開の推進
 - ・一般廃棄物の処理状況等について、広く県民に公開
 - ・一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、市町村による積極的な情報公開を促進

第2項 産業廃棄物

1 排出抑制，減量化，リサイクルの推進

主な施策

- (1) 排出事業者への指導
- (2) リサイクル製品の市場拡大
 - ・ 県内で排出される産業廃棄物を原材料とし、品質・安全性・配合率等の基準を満たした製品を「かごしま認定リサイクル製品」として認定し、その利用を促進することにより、廃棄物の発生抑制、再利用を推進
- (3) 排出抑制・リサイクル等の取組への支援
 - ・ 産学官連携による産業廃棄物のリサイクル技術等の向上や産業廃棄物処理業者の排出抑制やリサイクルに対する取組を支援
- (4) 公共事業等におけるリサイクルの推進
- (5) 食品リサイクルの推進
- (6) 資源循環関連企業の立地促進

2 産業廃棄物処理施設の整備促進

主な施策

- (1) 県内完結型の産業廃棄物処理の推進
 - ・ 県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに、産業廃棄物処理施設を適正に配置
- (2) 中間処理施設の整備
 - ・ 産業廃棄物の無害化，減量化，リサイクルを促進するために必要な施設であることから、地元市町村長の意見も聴きながら整備を促進
 - ・ 循環型社会の実現に向け、再資源化に向けた技術の向上や廃棄物処理施設の脱炭素化に資する設備の導入等の支援
- (3) 安定型最終処分場の整備
 - ・ 県内において一定の容量が確保されているものの、産業廃棄物の発生量や地元市町村長の意見を踏まえながら整備を促進
- (4) 管理型最終処分場の整備

3 適正処理の推進

主な施策

- (1) 排出事業者処理責任の原則の徹底
 - ・ 講習会等を通じ、「排出事業者処理責任」の原則を徹底するとともに、必要な立入を行い適正処理を促進
 - ・ 県内で設置が急増している太陽光発電を設置する事業者に対し、リサイクル等の推進ガイドラインを普及啓発
- (2) 電子マニフェスト制度の普及
 - ・ 事務処理が効率化され、データの透明性が確保される利点がある電子マニフェストの普及を促進
- (3) 優良な処理業者の育成
 - ・ 「優良産業廃棄物処理業者認定制度」を活用した優良な処理業者の育成

(4) 監視指導の徹底

- ・関係団体等と連携しながら、適正処理の監視・指導を徹底

(5) 不法投棄の撲滅

- ・関係団体等と連携しながら、不適正処理の未然防止

(6) 県外産業廃棄物の適正管理

- ・事前協議を適切に運用し、県内完結型の産業廃棄物処理の観点から搬入を適正管理

4 普及啓発及び情報公開の推進

主な施策

(1) 県民への普及啓発

- ・産業廃棄物の処理の現状や産業廃棄物の処理に関する施策への理解・協力、リサイクル製品の利用を通じた環境に対する負荷の軽減が図られるよう普及啓発

(2) 情報公開の推進

- ・産業廃棄物処理施設の信頼性、安全性に対する県民の理解が得られるよう、産業廃棄物処理施設の設置や維持管理に関する情報を公開

5 その他個別取組項目

主な施策

(1) 動物のふん尿

①現状と課題

- ・悪臭や水質汚濁など畜産経営に起因する苦情の存在
- ・畜産経営の大規模化、地域偏在化の進展

②施策の展開

- ・家畜排せつ物の適正な管理
- ・家畜排せつ物の有効利用
- ・指導体制の整備

(2) 農業用廃プラスチック類

①現状と課題

- ・再生処理率は高い割合で推移

②施策の展開

- ・農業用廃プラスチック類の適正処理
- ・「鹿児島県農業用使用済みプラスチック類適正処理要領」に基づく適正処理

(3) 建設系産業廃棄物

①現状と課題

- ・不法投棄全体のほとんどが建設系産業廃棄物

②施策の展開

- ・がれき類は路盤材等、木くず等は燃料等へそれぞれリサイクル
- ・関係団体と連携した適正処理の推進

(4) 焼酎粕

①現状と課題

- ・海洋投入処分は原則禁止

②施策の展開

- ・焼酎粕の農地還元に係る制度の周知や適正施用の推進

(5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）

①現状と課題

- ・高濃度PCB廃棄物は令和7年度に処理事業が終了

②施策の展開

- ・保管や処分状況の把握及び適正な保管指導
- ・PCB廃棄物処理計画に基づき適正な処理を推進
- ・処理事業終了後に発見された高濃度PCB廃棄物の処理方針について国の動向を把握

(6) その他の特別管理産業廃棄物

①現状と課題

- ・取扱いに注意した適正処理が必要

②施策の展開

- ・特別管理産業廃棄物の排出抑制，適正管理及び情報把握
- ・感染性産業廃棄物の適正処理の推進
- ・各地域振興局及び支庁等による適正処理の指導
- ・廃水銀等の適正な処理の推進
- ・有害物質を含む産業廃棄物の適正処理
- ・アスベスト廃棄物の適正処理に係る指導

第3項 災害廃棄物等の処理対策

主な施策

災害時に大量に発生する災害廃棄物について，適正かつ円滑・迅速に処理できるよう，広域的な処理体制の確立や処理施設の整備を促進

新型インフルエンザ等の感染症拡大下においても，廃棄物処理業務が継続されるよう，処理体制を確保

(1) 災害廃棄物処理体制の確立

- ・国，他県及び業界団体等の広域連携体制の確立を推進

(2) 災害廃棄物処理計画の策定

- ・廃棄物を巡る状況を踏まえた適切な見直し
- ・市町村が策定する災害廃棄物処理計画について，その実効性の確保や取組に対し，助言するなどの支援

(3) 災害廃棄物処理施設の確保

- ・県内及び地域ブロック内における廃棄物処理施設の処理能力を把握し，施設情報を共有するとともに，市町村が行う災害廃棄物の仮置場の確保等を促進

(4) 人材育成及び訓練

- ・災害廃棄物対策を担う人材の育成

(5) 新型インフルエンザ等の感染症拡大時における処理体制の確保

- ・感染症拡大下においても廃棄物処理が継続されるよう，BCP（事業継続計画）作成を促進
- ・他市町村や関係機関等からの応援を受けられるよう連携体制の整備を促進

第4項 離島地域のリサイクルの促進

主な施策

○家電リサイクル

- ・ 離島対策事業協力制度（海上輸送費の負担軽減制度）の継続
- ・ 離島地域内への指定引取場所の設置などを国へ要望

○自動車リサイクル

- ・ 離島対策支援事業（海上輸送費の負担軽減制度）の活用

○容器包装リサイクル

- ・ 分別品目を増やすなど市町村の取組支援

○小型家電リサイクル

- ・ 財政支援等を国へ要望

第5項 漂着ごみ対策

主な施策

「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、市町村と連携しながら、海岸漂着物等の円滑な処理や海岸漂着物等の発生抑制等を推進

○海岸漂着物等の円滑な処理

- ・ 地域の実情に応じ、海岸管理者等と市町村が連携を図りながら、海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等の円滑な処理を図る

○海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- ・ 鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会にて海岸漂着物等の実態把握と効果的な発生抑制について協議し、民間団体や市町村と連携して、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図る
- ・ 海洋ごみに関するリーフレットの作成・配布により、ごみ削減、散乱防止、不法投棄防止、海岸等清掃について普及啓発
- ・ 海洋プラスチックごみに関する普及啓発イベントを開催

第6項 多種多様な地域の循環システムの構築

主な施策

国は、地域循環システムの構築を通し、循環経済への移行や地方創生の実現に向けた取組を行い、健全な資源循環ビジネスの創出を支援

併せて、サーキュラーエコノミーの取組を推進するため、「地域循環モデル」の構築を実施し、優良な取組事例の情報共有を実施

県は地域の特性を踏まえ、廃棄物や未利用資源を活用した新たな価値の創出に向けて、他自治体における先進的な取組など必要な情報を市町村へ提供するなど、地域の循環システムの構築に向けた取組を推進

第7項 プラスチックごみ削減の推進

主な施策

国の方針等を踏まえ、プラスチックごみ削減を推進

(1) 家庭からのプラスチックごみ削減

① 関係機関と連携したプラスチックごみの排出抑制等の普及促進

- ・ 関係団体と連携しながら、プラスチックごみの排出抑制や代替素材が活用されるよう普及啓発

② マイバッグキャンペーンの推進

- ③ リサイクル製品等の積極的活用及び普及啓発
- ④ 家庭からのプラスチックごみの回収・リサイクル
 - ・市町村によるプラスチック資源の分別収集・再商品化の取組を促進
- ⑤ 容器包装リサイクルの促進
 - ・分別品目を増やすなど市町村の取組支援
- (2) 事業者からのプラスチックごみ（廃プラスチック類）削減
 - ① 排出抑制・リサイクル等の取組への支援
 - ・事業所から排出されるプラスチックごみの更なる排出抑制，分別・リサイクルについて，国の動向を把握し事業者へ情報提供
 - ② 農業用廃プラスチック類の適正処理
- (3) 海洋プラスチックごみ対策
 - ① 海岸漂着物等の円滑な処理
 - ・地域の実情に応じ，海岸管理者等と市町村が連携を図りながら，海洋プラスチックごみなどの海岸漂着物等の円滑な処理を図る。
 - ② 海岸漂着物等の効果的な発生の抑制
 - ・鹿児島県海岸漂着物対策推進協議会にて海岸漂着物等の実態把握と効果的な発生抑制について協議し，民間団体や市町村と連携して，海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図る。
 - ・海洋ごみに関するリーフレットの作成・配布により，ごみ削減，散乱防止，不法投棄防止，海岸等清掃について普及啓発
 - ・海洋プラスチックごみに関する普及啓発イベントを開催

第2節 関係者の役割

第1項 県民の役割

1 廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクル

主な施策
<ul style="list-style-type: none"> ・製品購入時における廃棄物の排出抑制への配慮 ・購入した製品の長期間使用の心がけ ・家庭ごみ排出に当たっての排出抑制への配慮 ・市町村の補助制度を利用した家庭における生ごみの堆肥化の促進 ・プラスチックごみ問題に関する取組やイベント等への積極的参加

2 分別収集によるリサイクルの推進

主な施策
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う分別収集ルールへの遵守

3 事業者が行う取組への協力

主な施策
<ul style="list-style-type: none"> ・適正処理のため，決められたリサイクル料金等を支払うなど，事業者が法律に基づいて行う取組への協力

4 廃棄物の適正処理の推進

主な施策
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の施策等に対する十分な理解と協力 ・廃棄物の不法投棄や不適正処理を発見した場合の連絡・通報

5 災害時の廃棄物処理体制への協力

主な施策

- ・市町村が行う事前の備えについて理解し，災害時の廃棄物の適正な排出に協力

第2項 排出事業者の役割

1 廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進

主な施策

- ・原料調達から製品の販売，廃棄に至るまで各段階ごとの環境負荷の低減
- ・修理体制の整備等，製品の長寿命化による廃棄物の排出抑制
- ・各種リサイクル法の遵守
- ・多量排出事業者の排出抑制，リサイクル等の推進
- ・太陽光発電設備の適正なリユース・リサイクル・処分

2 排出事業者処理責任の原則

主な施策

- ・「排出事業者責任の原則」に基づいた適正処理の推進

3 産業廃棄物の適正処理の推進

主な施策

- ・産業廃棄物処理基準の遵守
- ・従業員の知識の習得と資質の向上
- ・委託処理の場合の適正な費用負担，委託基準遵守，マニフェストの使用の徹底と電子マニフェストの導入
- ・最新の処理技術の導入
- ・焼却施設の適正な維持・管理

第3項 処理業者の役割

1 産業廃棄物の減量化，リサイクルの推進

主な施策

- ・中間処理施設の適正管理
- ・循環資源の積極的な回収や再生，再資源化技術の向上等

2 廃棄物の適正処理の推進

主な施策

- ・法令等に従った委託契約による適正処理
- ・従業員の知識の習得と資質の向上
- ・県優良産廃処理業者認定制度による基準適合処理業者の認定と電子マニフェストの導入
- ・最新の処理技術の導入
- ・最終処分場への搬入管理の徹底
- ・焼却施設の適正な維持・管理
- ・処理従事者の安全確保

3 産業廃棄物処理施設の整備推進

主な施策

- ・施設の安全性と地域住民の理解
- ・高度な処理技術の導入による，信頼性・安全性の高い施設の整備

4 廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進

主な施策

- ・施設の開放，維持管理データや水質検査結果等の公開
- ・再資源化事業等高度化法に基づく再資源化の実施状況の開示

第4項 市町村の役割

1 廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進

主な施策

- ・住民の一般廃棄物の排出抑制の普及啓発
- ・一般廃棄物のリサイクルを推進するための分別収集の実施
- ・県の各種施策との連携
- ・公共事業におけるリサイクル製品の使用促進と公共事業から発生する産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルの推進
- ・ごみ処理の有料化の検討

2 廃棄物の適正処理

主な施策

- ・焼却施設の適正な燃焼管理とダイオキシン類濃度の定期的測定
- ・不法投棄防止対策として，県と連携した監視活動の推進
- ・リチウムイオン蓄電池等の分別回収や住民への周知により廃棄物処理施設の火災等を防止

3 散乱ごみの防止

主な施策

- ・空き缶等の散乱防止など，美観の保持のための各種キャンペーン等の実施

4 廃棄物処理施設の整備推進

主な施策

- ・一般廃棄物処理施設の整備
- ・エネルギーを回収する廃棄物処理施設の整備
- ・事業者等の施設設置における住民との意見調整

5 廃棄物処理施設に関する普及啓発及び情報公開の推進

主な施策

- ・廃棄物の処理の状況や施策等について，県と連携した住民への周知

6 鹿児島市の役割

主な施策

- ・鹿児島市の一般廃棄物の適正処理と，県と連携した鹿児島市における産業廃棄物の適正処理の推進

第5章 計画の推進体制

第1節 県の推進体制の整備

- ・ごみ減量化・リサイクル推進協議会や産業廃棄物適正処理推進委員会における循環型社会の形成に向けた排出抑制，減量化，リサイクル及び適正処理の方策等の検討
- ・産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するための関係機関・団体との連携と監視体制の充実強化

第2節 市町村との連携強化

- ・一般廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルや適正処理に向けた取組強化
- ・市町村と連携して「長期ごみ処理広域化・集約化計画」を策定し，更なる広域化・集約化の取組を推進
- ・住民生活や地域の産業と密接に関わる産業廃棄物の，市町村と連携した処理対策の推進

第3節 関係団体との連携強化

- ・建設団体など排出事業者関係団体と連携した排出事業者への指導
- ・関係団体と連携した優良処理業者の育成や不法投棄に対する監視体制の強化
- ・地域環境衛生団体等との連携強化
- ・関係団体と連携した合併処理浄化槽の適正な整備，維持管理
- ・関係団体との不法投棄の情報提供についての協定の締結



鹿児島県廃棄物処理計画

発行 令和8年3月

鹿児島県 環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

Tel : 099-286-2594